

令和3年2月和水町議会第1回臨時会会議録

令和3年2月4日和水町議会第1回臨時会を議場に招集された。

1. 令和3年2月4日午後2時招集
2. 令和3年2月4日午後2時開会
3. 令和3年2月4日午後3時12分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1番 荒 木 宏 太	2番 白 木 淳	3番 齊 木 幸 男
4番 坂 本 敏 彦	5番 竹 下 周 三	6番 高 木 洋一郎
7番 秋 丸 要 一	9番 庄 山 忠 文	10番 池 田 龍之介
11番 森 潤一郎	12番 蒲 池 恭 一	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(1名)

8番 松 村 慶 次

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	中 嶋 光 浩	書 記	西 原 利 沙
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	副 町 長	松 尾 栄 喜
教 育 長	岡 本 貞 三	総 務 課 長	上 原 真 二
総合支所長兼農林振興課長	富 下 健 次	建 設 課 長	中 嶋 啓 晴
税務住民課長	高 木 浩 昭	健康福祉課長	坂 口 圭 介
まちづくり推進課長	石 原 康 司	商工観光課長	大 山 和 説
学校教育課長	下 津 隆 晴	社会教育課長	前 渕 康 彦
特 養 施 設 長	樋 口 幸 広		

12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第4 議案第2号 令和2年度 和水町一般会計補正予算(第10号)

日程第5 議案第3号 令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第5号)

日程第6 議案第4号 指定管理者の指定について（和水町放課後児童クラブ施設）

日程第7 議案第5号 工事請負変更契約の締結について

開会 午後2時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。皆さん、こんにちは。

（こんにちは。）

御着席ください。

ただいまから、令和3年第1回和水町議会臨時会を開会いたします。

本日は松村議員から欠席届が提出されております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において11番森潤一郎君、1番荒木宏太君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時議会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3 議案第1号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、議案第1号「和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第1号「和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」説明を申し上げます。

和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月4日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1、選挙長の項中、1万600円を1万800円に改め、同表、投票所の投票管理者の項中、1万2,600円を1万2,800円に改め、同表、期日前投票の投票管理者の項中、1万1,100円を1万1,300円に改め、同表、開票管理者の項中、1万600円を1万800円に改め、同表、投票所の投票立会人の項中、1万700円を1万900円に改め、同表、期日前投票所の投票立会人の項中、9,500円を9,600円に改め、同表、開票立会人の項中、8,800円を8,900円に改め、同表、選挙立会人の項中、8,800円を8,900円に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由でございます。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が、令和元年5月15日に施行され、物価の変動等により国政選挙における選挙長等の報酬基準単価が見直されたことに伴い、所要の改正を行う必要がございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号「和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。しばらく休憩します。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時38分

日程第4 議案第2号 令和2年度 和水町一般会計補正予算（第10号）

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第2号「令和2年度 和水町一般会計補正予算（第10号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 議案第2号「令和2年度 和水町一般会計補正予算（第10号）」の

説明を申し上げます。

予算書の裏面を御覧いただきたいと思います。

令和2年度 和水町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,148万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億4,682万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正第2条、債務負担行為の追加及び変更は「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年2月4日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

6ページを御覧いただきたいと思います。

まず、歳入について御説明を申し上げます。

15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、衛生費国庫負担金に68万4,000円を追加いたします。また、その下、3目、衛生費国庫補助金に467万2,000円を追加いたします。新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の負担金と補助金でございます。

その下、16款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費、県補助金に14万2,000円を追加いたします。和水学童クラブに対するマスク・消毒等の購入補助、新型コロナウイルス予防のための補助金でございます。

最後、20款、繰越金に1,598万7,000円を追加いたします。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、歳出の説明を行います。7ページを御覧いただきたいと思います。

3項、民生費、1項、社会福祉費、2目、高齢者福祉費に1,511万円を追加いたします。特別養護老人ホーム事業会計への繰出金です。新型コロナウイルス感染対応予算として繰り出すものでございます。

その下、3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費に14万2,000円を追加いたします。歳入で申しあげました和水学童クラブの感染予防のための購入費用でございます。

その下、4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費に535万6,000円を追加いたします。新型コロナウイルスワクチン接種に係る医療従事者等への委託料をはじめシステム改修委託料、ワクチン保存用冷蔵庫などの予算でございます。

4款、衛生費、2項、清掃費、1目、清掃総務費に18万7,000円を追加いたします。粗大ごみ収集運搬委託料への追加分でございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。

10款、教育費に菊水中学校の光熱費の不足分69万円を追加する内容となっております。

以上で歳出の説明を終わります。

最後に、3ページを御覧いただきたいと思います。

第2表、債務負担行為補正の説明を申し上げます。

まず、追加といたしまして、東京2020オリンピック聖火リレー事業、期間は令和3年度、限度額を114万6,000円とするものです。出演依頼、委託契約行為、賃借契約行為など開催に向けての準備行為を令和2年度から行うものでございます。

続いて、債務負担行為の変更として、和水町新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給に係る期間を、これまで令和5年度から7年度としていたものを令和5年度から8年度とする内容でございます。この利子補給事業は、国・県が融資にかかる利子を3年間補助し、その後の2年間を町が利子補給するものでございます。

今回、期間を変更する理由は、県がこれまで令和2年1月29日までの借入期間を対象としていたものが、令和3年5月31日までと年度をまたいで延長されたことから期間を変更するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番、池田です。

予算では7ページになりますけれども、先ほど新型コロナウイルスワクチン接種に向けたスケジュールということで説明を受けたところでありますけれども、この接種については任意ということでもありますので、クーポン券の発送が3月中旬頃から65歳以上の方に発送予定ということになっておりますけれども、任意ということは誰が何名程度受けられるというのを把握する必要があると思うわけです。

それはなぜかという、1サンプル、薬剤が入っているアンプルというかサンプル、あれが10人分なんですよね、1本。ファイザー社とかモデルナ社だったかな。だから無駄にならないようにするためには、何日の日に何人接種に来られるかということも把握する必要があると思うわけです。その点はどのように考えられておりますか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

今いろいろ検討しているところでございます。そういった事前の把握も必要ではないかというところまで考えておりますが、まだ結論までは行っておりません。

今のところの考えは、地域別に1日のグループ分けをします。大体1日予定では280名ぐらいを半日かけてやるという形なんです、それを8グループぐらいに分けて30分刻みの集合時間にいたします。それで効率よく接種をしようという考えでございますが、確かにワクチンが1バイアル6人分でございます。どうしても端数で余って無駄になるというのが、非常に私たちも抵抗がありますので、それが極力減るような対策は取っていくべきだというふうに考えておりますが、ちょっと事前の意向調査も取りたいのは取りたいと思っております。しかしながら、まだちょっと検討課題というところで検討中ということで回答に代えさせていただきたいと思っております。よろ

しくをお願いします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） それと、今日の新聞だったかな、昨日の新聞だったかな、政府がこのクーポン券を発送して、接種を受けた方々が誰が受けたということが把握できるようなシステムをつくるということを発表しているわけですが、結局2週間以内に2回目の接種をしなければあまり効果が出ないというようなこともうわさされていますので、1回じゃなくて2回目の接種まで含めたところで今、8班ですか、8グループに分けてどうのこうのと言われましたけれども、そこのところまで含めたところで検討してもらいたいと思います。

そうすると、これは一応、集団接種ですので、我が町としては場所はどこを考えられておりますか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1回目の接種が終わった後は21日間空けるルールがございます。21日以内の接種はちょっと不可能と考えております。そこら辺の段取りも考えながら効率よくできるように考えていきたいと思います。

それと、接種場所でございますが、今、検討しておりまして、いろんな状況変化がない限り、事務局案でございますが、スカイドームの1か所というふうに考えております。これもいろんな視点で考えまして、無駄なくワクチンが使えるように考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） よければ菊水地区と三加和地区、三加和地区はスカイドームで結構だろうと思いますけれども、菊水地区は、よければ和水体育館のほうでされたらどうかなと思います。

なぜかといいますと、弱者の方々が移動する手段を持たない方もおられると思うわけです。そういう方々をカバーするためには、やはりその地域の近場に接種場所を設置するべきじゃないかと私は考えますので、その点も含めたところで御検討をお願いしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 答弁は要りますか。

○10番（池田龍之介君） よければ。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 池田議員の御質問にお答えいたします。

交通弱者のほうの支援もということだと思いますけれども、交通弱者の方につきましても、一応コールセンターで予約を取るんですが、そのときにどうしても支援が必要ですよというアピール

をしていただくと、送迎するような対応をしたいというふうにも考えております。

あと、2か所がいいんじゃないかというところがございますが、今のところ、こちらでも相当な検討はさせていただいた結果でございます。話は承りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号「令和2年度 和水町一般会計補正予算（第10号）」は、原案のとおり決定することと賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第5号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第5、議案第3号「令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 議案第3号「令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第5号）」について、提案理由の説明をいたします。

予算書の裏面を御覧ください。

令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,511万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,232万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月4日提出、和水町長高巢泰廣です。

今回の補正は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次補正分に係る事業の追加を行い、利用者及び職員への感染防止対策を図るものとなっております。

まず、歳出について説明いたします。6ページを御覧ください。

歳出科目、1款、総務費、1項、施設管理費、1目、一般管理費、10節、需用費の細節、消耗品で34万4,000円を増額しております。これは職員用のフェイスシールドの購入費となっております。次に、14節の工事請負費で95万5,000円を増額しております。これは施設内の手洗いを自

動水洗に変更するものとなっております。次に、17節の備品購入費で1,381万1,000円を増額しております。これは利用者の特浴機2台の購入費などとなっております。

次に、歳入について説明いたします。5ページを御覧ください。

9款、繰入金、1項、一般会計繰入金、3節の一般会計繰入金を今回の歳出額に合わせ1,511万円を増額しております。

以上で、議案第3号「令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第5号）」について、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号「令和2年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 指定管理者の指定について（和水町放課後児童クラブ施設）

○議長（蒲池恭一君） 日程第6、議案第4号「指定管理者の指定について（和水町放課後児童クラブ施設）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） ただいま議題となりました議案第4号「指定管理者の指定について」提案理由の説明を申し上げます。

和水町放課後児童クラブ施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年2月4日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

1、管理を行わせる公の施設の名称 和水町放課後児童クラブ施設。

2、指定管理者となる団体 熊本県玉名郡和水町上板楠397番地 一般社団法人SEPP 代表理事 佐藤祐介。

3、指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。

次に、提案理由を申し上げます。

和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定に基づき、指定

管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

以上で、議案第4号「指定管理者の指定について」の提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第4号「指定管理者の指定について（和水町放課後児童クラブ施設）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 工事請負変更契約の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第5号「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 議案第5号「工事請負変更契約の締結について」、令和2年7月7日に議会の議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月4日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

工事請負名、防災・安全交付金（改築）町道・西光寺中林線道路改良工事（中林4工区）です。工事場所、和水町板楠中林地内。変更前の契約金額5,852万円の税込みです。変更後の契約金額6,802万2,965円税込みです。変更増金額950万2,965円税込みです。契約の相手方、熊本県玉名郡和水町東吉地1145番地、株式会社大昭建設、代表取締役、高木繁です。

提案の理由といたしまして、町道・西光寺中林線道路改良工事（中林4工区）につきましては、延長248メートルの範囲において、令和2年7月から令和3年2月までを工期として改良工事を行っております。今回この工事の変更につきましては、掘削工、残土処分、地盤沈下、地盤改良工等の変更が生じたことにより契約額増額950万2,965円の変更を行うものです。

この案件は、地方自治法第96条第1項第5号及び和水町議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があります。今回これを提案するものです。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 10番、池田です。

この問題は、大変重要な問題であります。先ほども説明を受けたときに私は声を荒げて指摘をいたしましたけれども、これは金額が950万円という金額ですけれども、予算内というか執行残内で納まる金額なので議会軽視があったんじゃないかなと思うわけです。

工事完了後に契約変更というのはあり得ないことです。過去に問題があったふれあい会館の件もあります。その担当課は今は事前に御相談なり議案提案なりがっております。ほかの課に関しては、対岸の火事みたいな感じで受け取られているんじゃないかなと思うわけです。

じゃあこの契約が否決になった場合は誰が責任を取るんですか。もう工事は完了しておるわけですよ。お金は誰が払うんですか、増額のお金は。これはそれほど重要なんです。情報も何も議会側には公開しないで、契約変更しなければならないからといって上程されていると。議会軽視も甚だしいですよ。

工事契約変更というのは1円でも増額になったら議会の議決が必要なんです。それだけ工事契約変更というのは重要案件なんです。過去に不祥事があったその経緯も知っておられるわけですから、少しは勉強して、過去の苦い経験をやはり生かしていくような業務執行をしてほしいと思いますけど、いかがですか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） ただいまの御質問、御指摘に対しましてお答え申し上げます。

去年の7月から改良工事を行ったときに、地盤の改良、湧水問題、こういったものが出てきたにもかかわらず、こちらのほうでなかなか数量が出なかったと。数量が出てもこちらのほうで、本当は全員協議会、こういったあたりで御承認とか御報告をしなければいけなかったんですけども、私のほうで怠ったということは大変おわび申し上げたいと思います。

今後は、なかなか確定的な数量は出ませんが、見込みとして、こういった形で増額するような形の見込みがありますという形で、議会のほうにもお話をしたいというふうに思っております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 本当に苦い経験を生かしてください。今後の執行に関してはよろしくお願いします。本当、もし仮にこれが予算オーバーする額だったら、工事を差し止めてでも諮るわけでしょう。だからそのところがいかんとですよ。

それは土の下だから湧水とか不特定なあれが出てきた場合は、設計変更とか工事変更せないか
んと思いますよ、私は。でも、それを何らかの形で事前にやはり、議員もばかじゃないですから、
町が発注している工事を認めんわけにはいかんわけですから、だから事前に、そういうことがあ
った場合は全協とか、まず所管の委員会には、ぜひ報告してください。所管の委員会はばかみた
いじゃないですか。

今後、二度とこういうことがないように、町長、しっかり職員の指導をお願いしますよ。答弁
をお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいま池田議員からの御指摘の点につきましては、私ども、今後十分
その辺の注意を払いながら、事前に委員会、そして全協あたりで説明を申し上げるような形を取
るように努力をしてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

11番 森君

○11番（森 潤一郎君） 11番、森です。

私もこの問題については非常にちょっと危惧しているところが、今までずっと眺めていてあつ
たもんですから、今回の工事費の問題もさることながら、工事に対する執行部の姿勢というんで
すか取組といたしますか、やっぱり業者との契約がなされ、そしてその契約外の状態が出た場合に
は契約変更。これは当然なことです。ただその契約変更をやるときに、やっぱり議会の側も建設
委員会、総務委員会があるわけですから、やっぱり大変とは思いますが。執行部は大変だと思います。
もう思いもかけぬ水が湧き出した。現場は大変だ。さあ、どう対応するかと。私も現場におりま
したから、その辺の実情はよく分かります。だけど議会は議会であるんですよ。だから、やっぱ
り今、池田議員がおっしゃったように、議会は議会として認めていただかないと、我々は責任を
持って今度は考えるということができなくなってくるんです。

1回承認したら何でも通せばいいというもんじゃありません。それはなぜかとなれば、やっぱ
り住民の税金をどう使うかというのが、それを審議、あるいは考え、実行していくのが議会の一
翼ですので、やっぱりその辺については執行部も町長をはじめ、もう一つ、もう一締め、議会側
に対する配慮というのをもうちょっとやってください。

そうでないと、本当、議会がばかにされとるみたいな感じに私は最近受け止めていました。だ
って執行部のよかごっだん。それじゃ駄目ですよ。やっぱり執行部と議会と、ここはやっぱりこ
ういう思いもかけん状態が出ました。まずそのための総務委員長です。そのための建設委員長で
すよ。各委員長が2人おられるわけですから、そこにまず相談を該当課長さんはされて、そして、
じゃあどうしましょうかと。それは大変だと思いますよ。それは5時過ぎても8時過ぎても仕事を
していかなんですたい。これは当然のことだもん。

我々議員側は、当然、選ばれた以上はその辺をわきまえて選ばれて上がってきているわけですから、
ですからその辺のことについては、やっぱり私も口を酸っぱくして物申しておきたいとい

うふうに思います。

今回の議案については、私も一応賛成はしますが、今後やっぱり議運の委員長、あるいは総務委員長、建設委員長、各委員長に対する配慮、それから議会に対する配慮、その辺を執行部、よろしくお願い申し上げたいと思います。

町長のお考えをお聞きます。

○議長（蒲池恭一君） 町長の答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 決して議会を軽視したと、そういうような気持ちはございませんけれども、結果的にそのような状況になっております。大変その辺につきましては我々も反省すべきでございますので、今後、執行部といたしましても早め早めに、各委員長もおられますし、そしてまた全協の場あたりを通じまして、事前に御報告申し上げ、御協議をお願いする方向で努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第5号「工事請負変更契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（蒲池恭一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。令和3年第1回和水町議会臨時会を閉会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

閉会 午後3時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和 水 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員